



鳥労基発 1007 第 1 号
令和 6 年 10 月 7 日

関係団体の代表者 殿

鳥取労働局労働基準部長



労働者死傷病報告の報告事項の改正及び電子申請の義務化について

日頃より労働基準行政の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときには、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条の規定により、事業者は所轄の労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握することを目的として改正され、令和 7 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

また、同日以降の労働者死傷病報告の提出については、電子申請が困難な場合などを除き、原則として電子申請による報告が義務付けられました。

つきましては、労働者死傷病報告の報告事項の改正内容等について当局ホームページに掲載しておりますので、貴団体傘下の会員事業場に対し、本改正に係る内容を周知していただきますよう、お願いいたします。

○鳥取労働局ホームページ

「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和 7 年 1 月 1 日施行）」

◇URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02195.html

◇二次元コード



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。